

## 骨髄等提供（ドナー）予定の方へ

新城市では、公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄等提供のための通院や入院に際し提供者の方とその勤務先に下記のとおり助成金を交付します。

### 助成対象者

骨髄等提供日に、新城市に住所がある方

\*他の地方公共団体が実施する同種又は同類の制度による助成を受けている方は除きます

### 助成額

1日につき2万円（最大7日間）

### 申請に必要な書類

- 1 （様式第1）新城市骨髄等提供者等助成金交付申請書【提供者用】
- 2 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を証する書類（通院・入院日数が確認できるもの）
- 3 （様式第5）新城市骨髄等提供者等助成金交付請求書

### 申請期限

骨髄等提供日から1年以内

### 申請先

健康課（新城保健センター）窓口

### 注意事項

- 親族間の骨髄等の提供は、本事業には該当しません。
- 骨髄等の再手術又は、これに関連した医療処置によって生じた健康障害にかかる通院などは除きます。
- 骨髄等提供日に新城市に住所がある方が対象となります。提供日前に転出された方は、転出先の自治体へお問い合わせください。
- 通院や入院中に転職された場合は、お問い合わせください。
- 申請期限を過ぎると助成できなくなります。ご注意ください。

問い合わせ先 新城市健康課（新城保健センター）

〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地8

TEL 0536-23-8551

Email hoken@city.shinshiro.lg.jp

## 骨髄等提供予定者が勤務する事業所の方へ

新城市では、公益財団法人日本骨髄バンクが行う骨髄等提供のための通院や入院に際し提供者の方とその勤務先に下記のとおり助成金を交付します。

### 助成対象者

骨髄等提供日に、提供者の住所が新城市ある提供者が所属する事業所

\*国・地方公共団体、独立行政法人、国公立大学法人は除外されます。また、他の地方公共団体が実施する同種又は同類の制度による助成を受けている方は除きます

### 助成額

1日につき1万円（最大7日間）

### 申請に必要な書類

- 1 （様式第2）新城市骨髄等提供者等助成金交付申請書【事業所用】
- 2 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供を証する書類（通院・入院日数が確認できるもの）  
\*本人が市へ提出している場合は省略可能
- 3 雇用証明書
- 4 （様式第5）新城市骨髄等提供者等助成金交付請求書

### 申請期限

骨髄等提供日から1年以内

### 申請先

健康課（新城保健センター）窓口

### 注意事項

- 骨髄等の再手術又は、これに関連した医療処置によって生じた健康障害にかかる通院などは除きます。
- 提供日に対象者の住所が新城市にある方が対象となります。提供日前に転出された方は、転出先の自治体へお問い合わせください。
- 対象者が通院や入院中に退職された場合は、お問い合わせください。
- 親族間の骨髄等の提供は、本事業には該当しません。
- 申請期限を過ぎると助成できなくなります。ご注意ください。

問い合わせ先 新城市健康課（新城保健センター）  
〒441-1301 新城市矢部字上ノ川1番地8  
TEL 0536-23-8551  
Email hoken@city.shinshiro.lg.jp